

定期積金規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

- (1) 定期積金(以下「この積金」といいます。)は、積金口座の名義人(積金口座名義人が法人の場合には、当該法人の役員等も含みます。)が本条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ本条第2項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、積金契約者と取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① 積金契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

2. (掛金の払込み)

この積金は、証書(通帳)記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず証書(通帳)をお差出しください。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは掛金になりません。不渡りとなった証券類は、証書(通帳)の当該払込み記載を取り消したうえ、当店で返却します。

4. (給付契約金の支払時期)

この積金は満期日以後に給付契約金を支払います。

5. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは満期日を遅延相当期間に相当する期間繰延べます。または証書(通帳)記載の年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

6. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、証書（通帳）記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定とおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に証書（通帳）記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、次の③によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
 - ② 当組合がやむをえないと認めて満期日前の解約をするときおよび第1条第2項の規定により解約するときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
 - ③ 前各号の期間に応じた計算は、次によります。（小数点第3位以下は切捨てます。）。この場合の計算の単位は100円とします。

ただし、B. の利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。

A. 初回払込日からの期間が12か月未満のもの・・・解約日の普通預金利率

B. 初回払込日からの期間が12か月以上のもの・・・約定年利回×60%

7.（先払割引金の計算等）

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書（通帳）記載の利回りに準じて計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8.（満期日以後の利息）

満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算した利息を支払います。

9.（取引の制限等）

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合において、預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を当組合所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当組合に届け出た在留期間が経過した場合、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 3年以上払込み、または払戻請求のない預金口座は、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当組合は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

10.（解約等）

- (1) この積金口座を解約する場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、

住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この積金の積金契約者が第14条第1項に違反した場合
 - ③ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、積金契約者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 第9条第1項から第4項に定める取引の制限に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合
- (3) 前項または第1条第2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの積金取引が停止されその解除を求める場合には、証書（通帳）を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

1 1.（届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等）

- (1) 証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出ください。この届出の前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (2) 証書（通帳）または印章を失った場合のこの積金の払戻し、解約または証書（通帳）の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 積金口座開設の際には、当組合は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。
- (4) 証書（通帳）を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

1 2.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

1 3.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、積金契約者は、盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約により補てんを請求することができます。

1 4.（譲渡、質入れ等の禁止）

- (1) この積金、積金契約上の地位、その他この取引にかかる一切の権利および証書（通帳）は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、積金契約者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で積金契約者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに、直ちに当組合に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務が積金契約者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は証書(通帳)記載の年利回りを適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (規定の変更等)

この積金規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、これを変更できるものとします。なお、変更日以降は、変更後の内容に従っていただくものとします。

この預金には、本規定のほか「休眠預金等活用法共通規定」が適用されるものとします。

以上